

国立大学法人大分大学における平成28年4月1日付け事務組織の改編に伴う関係細則の整備に関する細則

平成28年4月1日制定

平成28年細則第23号

(国立大学法人大分大学旅費細則等の一部改正)

第1条 次に掲げる細則の規定中「学生・キャリア支援課」を「学生支援課」に改める。

- (1) 国立大学法人大分大学旅費細則（平成16年細則第27号）
- (2) 国立大学法人大分大学旦野原及び王子キャンパス交通規制実施細則（平成21年細則第16号）

(国立大学法人大分大学研究資金立替取扱細則等の一部改正)

第2条 次に掲げる細則の規定中「研究協力課」を「研究・社会連携課」に改める。

- (1) 国立大学法人大分大学研究資金立替取扱細則（平成21年細則第25号）
- (2) 国立大学法人大分大学における研究活動上の不正行為に係る調査等に関する取扱細則（平成27年細則第20号）
- (3) 国立大学法人大分大学における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱細則（平成27年細則第21号）

(国立大学法人大分大学利益相反ワーキンググループ細則の一部改正)

第3条 国立大学法人大分大学利益相反ワーキンググループ細則（平成22年細則第2号）の規定中「社会連携推進課長」を「研究・社会連携課長」に、「社会連携推進課」を「研究・社会連携課」に改める。

(国立大学法人大分大学利益相反アドバイザーボード細則の一部改正)

第4条 国立大学法人大分大学利益相反アドバイザーボード細則（平成22年細則第3号）の規定中「社会連携推進課」を「研究・社会連携課」に改める。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。